

仕 様 書

本仕様書は、佐久市教育委員会と本業務請負業者との間で締結する下記業務に適用する事項を定めるものとする。

- 1 業務名 令和3年度 史跡龍岡城跡堀浚渫工事設計業務
- 2 業務箇所 佐久市田口3000外 史跡龍岡城跡
- 3 履行期間 契約の日から令和4年1月14日まで

4 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、史跡龍岡城跡の堀について、本来の姿を知り、その姿を回復するための整備等の推進に必要となる、石垣カルテの作成やトレンチ調査が円滑に行えるよう、堆積する土砂を取り除く浚渫工事を発注するための設計図書を作成することを目的とする。

(2) 業務の内容

本業務は、史跡龍岡城跡の堀を対象とし、次の作業を行うものとする。

ア 現地確認

敷地等の与条件、関連業務の過年度成果（史跡龍岡城跡整備基本計画策定業務等）、さらには堀の堆積土の現状を調査し、設計条件を整理する。

イ 工法等検討

上記で整理した設計条件に基づき、施工方法、施工性、工事手順の検討を行う。特に、堀の水、生息する動植物や浚渫工事と並行して実施する石垣カルテ作成業務、トレンチ調査等にも配慮した設計にすること。

ウ 図面作成

上記の検討結果等を踏まえ、工事発注に必要な各実施設計図面を作成する。

エ 数量及び工事費算出

(ア) 数量計算

実施設計に基づき工種毎に数量計算書を作成するものとする。図面及び仕様書にもとづき施工数量、材料数量を計算すること。また、図面を作成するうえで、必要に応じ、応力又は容量等について計算を行い、設計の適正を確認すること。

(イ) 工事費算出

実施設計に基づき、工種別に工事費を算出し、工種別内訳書にとりまとめること。また、積算の明細が必要な場合は、その根拠を明らかにすること。

オ 打合せ、協議等

委託者との打ち合わせは、3回以上行うものとし、その時期は委託者と打ち合わせるものとする。なお、着手及び納品時、その他必要に応じて管理技術者が立ち会うものとする。

(3) 業務計画書

業務計画書は、契約後速やかに作成し、委託者に提出するものとする。内容に関しては、委

託者と協議するものとする。

(4) 成果品

成果品の内容及び数量は下記のとおりとし、提出場所は、佐久市教育委員会事務局社会教育部文化振興課（文化財事務所）とする。

- ア 設計図書 2部
- イ 電子データ 一式

5 特記事項

(1) 完成後の対応

業務完成後においても受託者は委託者の疑義については速やかに回答するとともに、不的確な箇所は無償にて成果品を訂正しなければならない。

(2) 中間段階における報告

委託者は、本業務の中間段階における成果の提出を受託者に求めることが出来る。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果などを委託者の承認を得ずに、第三者に知らせてはならない。

(4) 資料提供

本業務に必要な資料のうち、委託者の所有するものについては貸与するが、その取り扱いについては十分注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

(5) 地域住民

本業務の遂行にあたり、地域住民とのトラブルが生じないように特に注意すること。

(6) 現場立ち入り

現場への立ち入りにあたっては、必ず委託者に連絡すること。

(7) その他

本業務遂行中に疑義が生じた場合は、協議のうえ委託者の指示に従うものとする。受託者は作業実施中に不測の事態が発生した場合は、遅滞なく委託者に連絡を行い、その指示に従わなくてはならない。